常陸大宮市同窓会支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，ふるさと回帰へのきっかけをつくり，本市出身者のＵターンによる移住を促進するため，市内で開催される同窓会等に対して補助金を交付することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「同窓会等」とは，市内の同一又は複数の小学校，中学校又は高等学校における同年度の卒業生で構成する団体が開催する親睦会をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は，同窓会等の主催者とする。

（補助要件）

第４条　補助金の交付の対象となる同窓会等は，次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　市内で開催される同窓会等であること。

（２）　出席者の満年齢が同窓会等を開催する日（以下「開催日」という。）の属する年度において，２５歳から３０歳まで，３５歳，４０歳，４５歳，５０歳，５５歳，又は６０歳であること。

（３）　出席者は１０人以上とし，その３割以上が市外に住所を有する者であること。

（４）　出席者に対して市が提供するパンフレット等を配布し，市に関する情報の周知を行うこと。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，同窓会等の出席者の数に２，０００円を乗じて得た額とし，１００，０００円を限度とする。ただし，同窓会等に係る経費が補助金の額に満たないときは，同窓会等の支払総額を限度とする。

２　同一の同窓会等への補助金の交付は，１回を限度とする。

３　既にこの要綱による補助金の交付決定を受けた同窓会等に出席した者が，同窓会等の出席者に含まれる場合は，当該出席者については，補助金の算定に係る対象人数に含めないものとする。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費は，次のとおりとする。

（１）　案内状の作成及び送付に要した経費

（２）　店舗等に支払う同窓会等の開催に要した経費

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は，開催日の１４日前までに，同窓会支援事業補助金交付申請書（[様式第１号](http://www3.e-reikinet.jp/itoigawa/d1w_reiki/425902500056000000MH/425902500056000000MH/425902500056000000MH_j.html#JUMP_SEQ_78)）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）　出席予定者の氏名及び住所を記載した名簿

（２）　収支予算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第８条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査の上，補助金の交付の可否を決定し，同窓会支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（[様式第２号](http://www3.e-reikinet.jp/itoigawa/d1w_reiki/425902500056000000MH/425902500056000000MH/425902500056000000MH_j.html#JUMP_SEQ_80)）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，開催日から起算して３０日を経過した日又は開催日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに，同窓会支援事業補助金実績報告書（[様式第３号](http://www3.e-reikinet.jp/itoigawa/d1w_reiki/425902500056000000MH/425902500056000000MH/425902500056000000MH_j.html#JUMP_SEQ_94)）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　出席者の氏名及び住所を記載した名簿

（２）　収支決算書

（３）　領収書及び請求明細書の写し

（４）　出席者全員の集合写真

（５）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は，前条の規定による実績報告があったときは，その内容を確認の上，補助金の額を確定し，同窓会支援事業補助金交付額確定通知書（[様式第４号](http://www3.e-reikinet.jp/itoigawa/d1w_reiki/425902500056000000MH/425902500056000000MH/425902500056000000MH_j.html#JUMP_SEQ_96)）により通知するとともに，補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

（２）　その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助金を既に交付しているときは，その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は，平成２８年７月１日から施行する。

　（この訓令の失効）

２　この訓令は，平成３２年３月３１日限り，その効力を失う。

（附　則）

３　この訓令は，公布の日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

常陸大宮市長　　　　　　　　　様

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

同窓会支援事業補助金交付申請書

　同窓会支援事業補助金の交付を受けたいので，常陸大宮市同窓会支援事業補助金交付要綱第７条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　同窓会等の名称

２　開催予定年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

３　開催予定場所

４　交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

５　出席予定者数　　　　　　　　　　　名（うち市外居住者　　　名）

６　添付書類

　（１）　出席予定者の氏名及び住所を記載した名簿

　（２）　収支予算書

　（３）　その他

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

常陸大宮市長　　　　　　　　㊞

同窓会支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった同窓会支援事業補助金については，下記のとおり決定したので，常陸大宮市同窓会支援事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

□　交付決定

　　　交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

□　不交付決定

　　　理由

様式第３号（第９条関係）

　　年　　月　　日

常陸大宮市長　　　　　　　　様

申請者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

同窓会支援事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定のあった同窓会支援事業補助金については，下記のとおり同窓会等を開催しましたので，常陸大宮市同窓会支援事業補助金交付要綱第９条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　同窓会等の名称

２　開催年月日　　　　　　年　　月　　日

３　開催場所

４　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

５　出席者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　名（うち市外居住者　　　　名）

６　添付書類

　（１）　出席者の氏名及び住所を記載した名簿

（２）　収支決算書

（３）　領収書及び請求明細書の写し

（４）　出席者全員が分かる集合写真

（５）　その他

７　補助金の振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店（所） |
| 口座種別 | 　普通　　・　　当座 |
| 口座番号 |  |
| (フリガナ)口座名義人 | 　 |

様式第４号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

常陸大宮市長　　　　　　　　㊞

同窓会支援事業補助金交付額確定通知書

　　年　　月　　日付けで実績報告のあった同窓会支援事業補助金については，下記のとおり補助金の額を確定したので，常陸大宮市同窓会支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　同窓会等の名称

２　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

３　交付確定額　　　　金　　　　　　　　　円